

ここからお切りください。

開封後はチャックを閉じて保存してください。

チャック

2017年9月改訂 4版

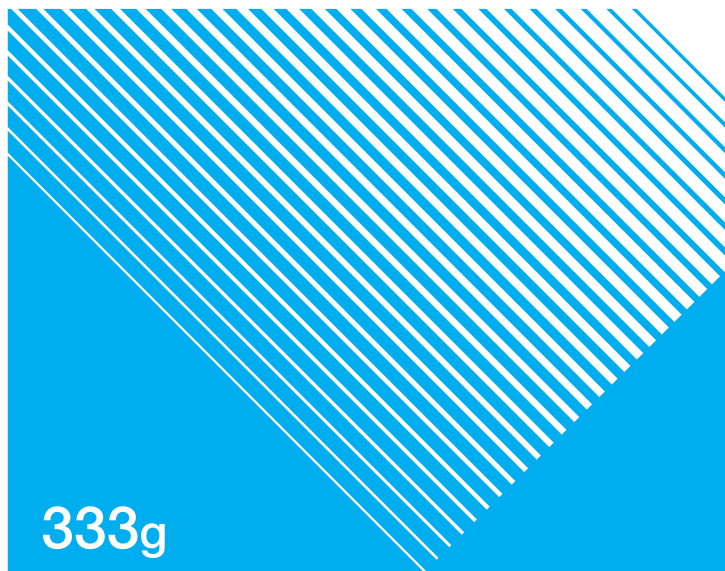
貯 法 室温保存

寄生虫駆除経口投与剤  
指定医薬品 使用基準

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 承認指令書番号 | 農林水産省指令15消安第6459号 |
| 販売開始    | 2004年3月           |

動物用医薬品（豚用）

イベルメック® 散0.6%



IVERMECTIN

#### 【成分及び分量】

本剤100g中 イベルメクチン……………0.6g

#### 【効能又は効果】

豚の下記の内部寄生虫及び外部寄生虫の駆除

豚：内部寄生虫——豚回虫、豚腸結節虫及び豚糞線虫

豚：外部寄生虫——疥癬ダニ（穿孔ヒゼンダニ）、ブタジラミ

#### 【用法及び用量】

1日体重1kg 当たりイベルメクチンとして100 $\mu$ g を  
7日間飼料に均一に混じて投与する。

使用前に必ず本説明を読み、内容を理解した上で使用してください。

製造販売元



フジタ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号  
http://www.fujita-pharm.co.jp

#### 使用上の注意

##### 【基本的事項】

- 守らなければならないこと（一般的注意）
  - 本剤は獣医師の指導の下で使用すること。
  - 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
  - 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
  - 本剤を再投与する場合は7日以上の間隔をあけること。
  - 本剤は飼料に添加し、豚にのみ投与するように製剤化されているので、他の動物種には使用しないこと。
  - 本剤は飼料添加剤であるので、それ以外の投与方法（強制経口、筋肉内、皮下投与等）は行わないこと。
  - 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。  
豚：食用に供するためにと殺する前7日間

- （使用者に対する注意）
- 飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
  - 本剤を使用した後あるいは皮膚に付着したときは石けん等でよく洗い、水で十分うがいをする。
- （取扱い及び廃棄のための注意）
- 本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
  - 本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
  - 開封後はできるだけ速やかに使い切る。
  - 使い残しの保管は袋の口をしっかりと閉め、湿気に注意すること。
  - 誤用を避け、品質を保持するため、他の容器に入れかえないこと。
  - 小児の手の届かないところに保管すること。
  - 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
  - 本剤は魚及びある種の水棲動物に影響を与えることがあるので、容器及び残りの薬剤は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
  - イベルメクチンは主として糞中に排泄されるので、排泄物の肥料化又は浄化処理を適切に行うこと。
- 使用に際して気を付けること（使用者に対する注意）
    - 本剤が誤って使用者等の眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
  - （豚に関する注意）
    - 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
    - イベルメクチンの疥癬ダニに対する効果は速効性ではないので、投与終了後最低1週間は投与動物を清浄区域に移動したり未感染動物に近づけないこと。
    - 本剤はシラミの卵を殺さない。シラミの卵の孵化には最大3週間を要するので、投与後に孵化したブタジラミが認められる場合は本剤の再投与を行うこと。

#### 推奨投与方法

| 豚体重(kg)                          | 10   | 20   | 30   | 40   | 50   | 60   | 80   | 100  |
|----------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1日当たりの標準飼料摂取量(kg/日)              | 0.70 | 1.20 | 1.50 | 1.80 | 2.20 | 2.60 | 3.00 | 3.40 |
| 飼料1t当たりの本剤の混合量(g/t)              | 238  | 278  | 333  | 370  | 378  | 384  | 444  | 490  |
| 中間プレミックス(約5kg)を調製する際に必要な飼料の量(kg) | 4.8  | 4.7  | 4.7  | 4.6  | 4.6  | 4.6  | 4.5  | 4.5  |
| 1頭当たりのイベルメクチンの1日投与量(mg/頭・日)      | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 8    | 10   |

上表は豚体重毎の1日当たりの標準飼料摂取量を目安に、飼料1t当たりの本剤の混合量、中間プレミックス(約5kg)を調製する際に必要な飼料の量及び1頭当たりのイベルメクチンの1日投与量を示しました。例えば、体重10kgの豚に投与する場合、本剤238gを飼料4.8kgに混合し希釈した中間プレミックス(約5kg)を飼料1tに混合して下さい。なお、上表はあくまで参考としてご利用下さい。

#### 体重別1頭当たりの本剤必要量

| 豚体重(kg) | 30  | 60  | 90   | 120  | 150  | 300  |
|---------|-----|-----|------|------|------|------|
| 1日量 (g) | 0.5 | 1.0 | 1.5  | 2.0  | 2.5  | 5.0  |
| 7日間量(g) | 3.5 | 7.0 | 10.5 | 14.0 | 17.5 | 35.0 |

上表は豚体重毎の1頭当たりの本剤の1日量及び7日間量を示しました。

注意-使用基準の定めるところにより使用すること。



PE,金属,PET

〔製品情報お問い合わせ先〕  
フジタ製薬株式会社  
〒193-0942 東京都八王子市栢田町1211  
電話 (042)661-5528 (代)

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記〔製品情報お問い合わせ先〕に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所（<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>）にも報告をお願いします。

製造販売元



フジタ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号  
http://www.fujita-pharm.co.jp

17R4

登録商標